

第十三回国会 郵政委員会 議録 第十八号

昭和二十七年五月二十八日(水曜日)
午後二時四十五分開議

出席委員

委員長 尾関 義一君

理事 飯塚 定輔君 理事 風間 啓吉君

理事 山本 久雄君

池田正之輔君 石原 登君

大養 健君 坪川 信三君

降旗 徳弥君 牧野 寛榮君

推熊 三郎君 園田 直君

田代 文久君

出席政府委員

郵政事務次官 寺本 齋君

郵政事務官(簡 白根 玉喜君

易保険局長)

委員外の出席者

郵政事務次官 大野 勝三君

専門員 稲田 穰君

専門員 山戸 利生君

五月二十七日

委員中野武雄君辞任につき、その補

欠として越智茂君が議長の名で委

員に選任された。

同月二十八日

委員越智茂君辞任につき、その補欠

として中野武雄君が議長の名で委

同(飯塚定輔君紹介)(第三一九三

号)

同(村上勇君紹介)(第三一九四号)

同(佐伯宗義君紹介)(第三一九五

号)

同(平井義一君紹介)(第三一九六

号)

同(藤井平治君紹介)(第三一九七

号)

同(小澤佐重喜君紹介)(第三一九八

号)

同(松浦東介君紹介)(第三一九九

号)

同(山口好一君紹介)(第三二〇〇

号)

同(山本猛夫君紹介)(第三二〇一

号)

同(小淵光平君紹介)(第三二〇二

号)

同(福田一君紹介)(第三二〇三号)

同(中村幸八君紹介)(第三二〇四

号)

同(川野芳満君紹介)(第三二〇五

号)

同(門脇勝太郎君紹介)(第三二〇六

同(小平久雄君紹介)(第三二一一

号)

同(坪内八郎君紹介)(第三二一二

号)

同(安部俊吾君紹介)(第三二一三

号)

同(井上知治君紹介)(第三二一四

号)

同(丸山直友君紹介)(第三二一五

号)

同(坂田英一君紹介)(第三二一六

号)

同外一件(森幸太郎君紹介)(第三

二一七号)

同外一件(佐々木秀世君紹介)(第三

二一八号)

同外一件(福井勇君紹介)(第三二

一九号)

同外二件(田中堯平君紹介)(第三

二二〇号)

同外二件(深澤義守君紹介)(第三

二二一号)

同外二件(山本利壽君紹介)(第三

二二二号)

同外三件(田中啓一君紹介)(第三

同外三件(千賀康治君紹介)(第三

二二三号)

同外四件(神田博君紹介)(第三二

二四号)

同外五件(木村公平君紹介)(第三

二二六号)

同(龍野喜一郎君紹介)(第三二二

二七号)

同(木村榮君紹介)(第三二二八号)

同外十件(周東英雄君紹介)(第三

二二九号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

簡易生命保険及び郵便年金の積立金

の運用に関する法律案(内閣提出第

二四〇号)

○尾関委員長 これより郵政委員会を

開会いたします。

簡易生命保険及び郵便年金の積立金

の運用に関する法律案を議題とし、質

疑を続けます。飯塚定輔君。

○飯塚委員 資金の運用に関する分離

問題は、前の委員会でも同僚委員から

申し上げたように、国会における多年

の要望であり、それがまさに実現しよ

うとしていることは、われわれとして

も心から喜びにたえない次第でありま

すが、これを実施した場合にどうい

うことになるか、二、三の点について簡

単にお伺いしたいと思ひます。

たとえば来年度から始めるといたし

まして、二十八年度の貸出しに關して

は、そのわくを決定するのにどれを基

準としてやるか、たとえば二十七年

度の積立金の予算面の金額を目標と

してやるか、あるいは二十八年度の募

集の予算面を基準としてやるのか、ま

ずこの点についてお伺いしたい。

○白根(玉)政府委員 現在の大蔵省資

金運用部による資金の融通のやり方と

いたしましては、計画を立てるにあ

つては、予算面を中心にしてわくを決

定しているのでございます。わくの決

定は、地財委の取扱いの面からいたし

まして、前年度の三月までに計画を立

てなければならぬことに相なつてい

るのであります。私の方に移管して

参つたといはしても、決算は五月

一ぱいかかるのでございます。私ども

の計画にあつても、当該年度の予算

を目標にしてやることに相なつたので

ございます。

○飯塚委員 そういたしますと、二十

八年度からやる場合は、資金運用部の

やり方に準じて、二十八年度の予算面

を基準としてわくを決定するのでござ

いますようか。

○白根(玉)政府委員 そうでありま

す。

○飯塚委員 それに関連して、予算面

でやるとすれば、たとえば二十八年度

には四百億の額を決定して募集する

ということになると、現在これに従事

する職員がオーバークラックになる

ということがありはしないか。定員との関

係について伺いたい。

○白根(玉)政府委員 当該年度の予算

を立てるときは、実際問題としては予

算の編成は前年に編成するわけであり

ますが、その際に定員並びに募集能力

等をも勘案いたしまして予算を組むの

でございます。それを基礎にしてやる

のでございますから、大体そういうこ

とはないと思ひます。

○飯塚委員 大体それでわかります

が、人員と募集額を特ににらみ合せ

これを運用することによつて相当な利

ざやが増加するというお話がこの間の

第一類第十三号

郵政委員会議録第十八号

昭和二十七年五月二十八日

第一類第十三号

郵政委員会議録第十八号

昭和二十七年五月二十八日

第一類第十三号

郵政委員会議録第十八号

昭和二十七年五月二十八日

第一類第十三号

郵政委員会議録第十八号

昭和二十七年五月二十八日

第一類第十三号

郵政委員会議録第十八号

昭和二十七年五月二十八日

第一類第十三号

郵政委員会議録第十八号

昭和二十七年五月二十八日

第一類第十三号

郵政委員会議録第十八号

昭和二十七年五月二十八日

第一類第十三号

委員会でありましたが、もしその利
ざやがありますならば、契約者に対
するサービスはもとよりでありませ
ども、従事員に対する福利施設とい
うようなものも十分考慮していただ
きたいと思います。

なおもう一つ申し上げますが、最近
各地方自治体から分離運用反対の同
文句で、ただ名前を書き込んで陳情
するといふような印刷物がわれ／＼の
ところに舞い込んでおります。それは、
手続が煩瑣になるから非常に困る、分
離せずに現在の制度でやってくれとい
うことを言つておられます。これはど
ういふところから出てくるかというこ
ともいろいろ聞いておりますけれども、
地方自治体でも町村会でも、去年も一
昨年も分離運用を決議しておるくら
いありますから、その出所は大體わか
りますけれども、分離したあかつきに
おいて、手続がめんどうになるとい
うようなことを盛んに言つて来てお
ります。手続の実際についてひとつ御説明
願いたい。

○白根(玉)政府委員 おつしやるよう
に、そういう声を聞いておるのであり
ます。今お話のありましたように、た
とえば町村会に例をとりますと、町村
会の決議をいたしましたは、多年にわ
たりまして、運用再開に賛成してお
たのであります。にもかかわらず、最
近ぼつ／＼町村会の方で反対の決議が
出て来ておることにつきましては、一
見われ／＼といたしましては、ふしぎ
の感を抱いておるのでございます。と
にもかくにも御心配の、手続が煩瑣に
なるのではないかと御議論が、もしそ
うであるとすれば、われ／＼としても考
えなければならぬと思うのでござい

ます。われ／＼といたしましては、従来
に比較いたしまして、手続が煩瑣にな
らない方法を考へて行きたい、かよう
に存じておる次第であります。今ま
のやり方といたしましては、大體地方
財政委員会と大蔵省とが、まず起債方
針をきめ、諮議方針をきめて、その方
針によりまして部道府県、五大市、市
町村のわくを示し、起債要望額をきめ
まして、これに基いて大蔵省と協議の
上、貸付承認を与えておつたのであり
ますが、この点につきましては、直接
には一般の市町村には関係ないこと
でございます。中央の仕事でございます
。この中央の仕事の面におきまして
は、起債総額の決定あるいは起債方針
の設定にあたりましては、郵政省も御
相談にあずかつていただかなければな
らないと思つてございまして、町村
側が直接手続の煩瑣になるかならない
かという面につきましては、われ／＼
といたしましては、極力手続の煩瑣に
ならない方法を考へて行きたい、か
うに存じております。具体的に申し上
げますと、現在のやり方といたしまし
ては、地方が地財委に対して貸付
承認等を申請する前に、形式上からい
たしますと、地方庁に対して許可
の申請が参るわけでありまして、許可
の申請に対しては、市町村は当該府
県に申請書を出してやつておるので
ございまして、それだけあれば一見い
いではないかとわれ／＼は考へられま
すけれども、大蔵省といたしましては、財
政監督という面か、あるいは債権者の
立場という面かしりませんけれども、
大蔵省は大蔵省で、さらに地方公共団
体から起債事業説明書というものをと
りまして、二ルートでとつて、地財委

の決定する際におきましては、大蔵省
の資料と地財委の資料とをかみ合せて
やつておるような事情でございまし
て、市町村側から申し上げますと、同
じ起債の金を借りるにつきては、詳
しい資料を両方に出さなければならな
いような建前になつておるのでござ
いまして、しかしながら私もいたしま
しては、地方の財政監督とかいふ考
え方はないのでございまして、従いま
して、できれば地財委のルートから来
る資料を参考にし、しかも地財委とい
たしましては、起債の要望は市町村の
望を優先する、尊重するという建前
でございますので、その起債の申請書に
対しまして、特に簡易保険の資金を借
りたいという希望を述べていただきま
して、それで地財委の書類を活用して
行きたい。むろん債権信用の面の調
査も必要でありましようが、事前の調
査をなるべく避けたい。現在では、地
財委も事前の個々の調べをやり、大蔵
省も個々の町村の調べをやつて、両方
つき合せて行つておるのでございま
す。われ／＼といたしましては、個々
の町村の具体的な調査までも、地財委
と並行してやつて行くという考へ方は
ないのでございまして、要するに、地方
の財政監督というやうな意味合いの関
係からする書類の問題は、地財委を通
じて来ればいいじやないか、こういう
考へ方をいたしまして、できるだけ事
務の簡素をはかりたい、かように存じ
ておる次第であります。

○飯塚委員 よくわかりましたが、こ
の制度を復活することによつて、この
制度の従来の活用の方法は、いろ／＼
と地方の有意義な仕事に役立っており
ましたが、将来この法案にある仕事の

中で、額から見ますと、あるいは大き
な額もあるかもしれませんが、最小の
額はどの程度くらいまで取扱へるか、
その点も伺いたい。

○白根(玉)政府委員 現在のやり方と
いたしましては、昨年から起債方針と
してきめておるのを一応御参考に申し
上げますと、都道府県、五大市にあり
ましては五百万円、人口二十万以上の
市にありましては二百万円、人口二十
万未満の市にありましては五十万円、
町村については三十万円以下のものに
は貸さないといふやうな起債方針にな
つております。しかし、これは私も
の考へ方だけでなく、地財委とも連絡
をとり、大蔵省とも連絡をとり、関係
者とも御相談しなければならぬので
ございまして、私どもの考へ方とい
たしましては、町村に対しては、五十
万円以下あるいは三十万円以下は貸さ
ないといふやうな考へ方がいかに悪い
かにつきましては、疑問を持つてお
るのであります。まじめな町村におい
ては、学校を建てるとかいふ場合に、相
当な金があるといつたしまして、木材
はすべて町村の町村有林を使い、労
力は村民全体が集まつてやる。しかも
まじめに税をかけて、なおかつ足りな
いときに借りるといふ町村もあるう
かと存じます。従いまして、三十万円
くらいあれば大体学校は建つという場合
もあり得ると思ひます。こういう制限
は従来なかつたやうと思ひますが、昨
年入つております。これらの点につ
きましては、結局、起債当局との話し合
ひしなければならぬやうな感じが
かかるからといふことだけで、起債総
額を不必要に制限するといふ考へ方に
つきましては、われ／＼といたしまし

ては、賛成しかねるのであります。こ
れは関係官庁とよく連絡して行かな
ければならぬと思ひますが、この金額
のごときも、まだ／＼制限を緩和して
もいいじやないか、抽象的にこの程度
しか申し上げられませんか。

○尾関委員 推熊三郎君。

○推熊委員 簡単な問題を二、三伺つ
ておきたいと思ひます。多年要望して
おりましたこの積立金が郵政省の手
によつて運用されることになるとい
うことは、同僚の至りにたえません。従つて
この運用の面においては、国会とし
てもかなりの責任を痛感しなければな
らぬと思ひます。もとより郵政当
局の責任は非常に重大だと思ひます。
そも／＼この積立金の運用の問題は、
簡易保険の成立当初においても、か
なり問題になつておる。ただいま配付
されております参考資料の中にも、時
の逓信大臣箕浦勝人氏と、当時の委員
小松壽氏との問答等も特に再録して
おる。これは非常に重要な問題だと思
う。当時の考へ方から行きますと、こ
の積立金の運用は一体いかなる方面に
運用するの、具体的にはその貸出し
の対象はいかなるものであるかとい
うことが、当時非常に論議された。し
かも三十年前のその論議は今なおわ
らず、この運用の問題の非常に重要な
素をなしておると思ひます。ここに配
付された参考資料の中、貸付先対象事
業を見ますと、簡易
保険制度の成立いたしました当時の方
針とはやや離れているやうな状況にあ
ることを私は遺憾に思ふ。社会保
障制度がはなはだ不徹底なわが国にお
きましては、この簡易保険制度並びに
運用の問題は、主として社会保障制度とい

は、賛成しかねるのであります。こ
れは関係官庁とよく連絡して行かな
ければならぬと思ひますが、この金額
のごときも、まだ／＼制限を緩和して
もいいじやないか、抽象的にこの程度
しか申し上げられませんか。

重大なる観点に考え方を置いて運用されるのでなければ意味がないと思う。ただ単に保険事業の隆盛とか、もうかるとか、そういうことであつてはならない。これは本質的には社会保障制度そのものを具現する一つの方法であるという考え方でなければならぬ。古い時代の箕浦先生のごとき三十年前の政治家でも、この貸付先対象は社会保障制度に立脚して、社会政策を加味したものに貸すのだということを当時の委員会で言明しておる点は、旧時代でありましたが、すこぶる卓見であつたと思う。従つて地方起債などでも、単に地方の起債の借りにかえに間に合はしてやる。一般地方の行政上の資金が足りなから貸してやるのかというものであつてはならない。従つて貸出しの対象は非常に真剣に内容を調査して、それが具体的になければなりません。しかもこれは大企業家あるいは富有階級等のみの便利に供されるがごときものには、断じて貸してはならない性質の金だと思ふ。零細なる国民の金を集めて、しかもそれを社会政策的に使うならば、その使い道は社会保障制度的な精神を加味したものでなければならぬ。たとえば僻地の地における村落に診療所がない。そのために一般の細民階級は非常に不便苦痛を感じておる。このためにその村がどうしても診療所をつくる、そういうことはこの貸出しの対象としては絶好のものだらうと思う。あるいは学校の建設、これもよからう。水道、道路の建設等も、その意味においては非常に拡張的解釈ではあるが、その範疇に入らぬと思ひますが、ここに示してあるような地方債の借りがかえりということははなはだ了解に苦しむ。

災害応急事業に対する貸付のごときも、これは急場の間に合わせなどにも、便利であるから貸してやるということであつてはならないと思う。災害復旧のために貸すにしても、それは庶民階級の住宅を建設する費用に貸すというふうには、厳格なるわがなければ意味をなさぬ。一般地方行政費として使われるような方面に資金が流用されたのでは、この積立金の運用の本旨に反する。あくまでも社会保障制度の精神を貫くという点において、貸出しの対象を厳密に調査する必要があると考へるが、その点について当局はいかなるお考えをお持ちであるか。

○寺本政府委員 推熊委員の御意見まことにごもつともございまして、私たち郵政当局としまして、この簡易保険並びに郵便年金の積立金を郵政省の手において運用したいと念願する根本の趣旨も、やはりそこにあるのでございします。ただ現在過渡的な問題として、国家資金が非常に不足をいたしてありますので、過渡的な便法としてこういう規定を設けておりますが、行く行くはやはり推熊委員の御意見のように、漸を追うて社会保障制度、いわゆるこの簡易保険の本来の目的に沿うような融資の方法をとつて行きたいと考えております。

○推熊委員 いろいろお考え方を聞いて安心いたしました。近時わが国の社会情勢から申しますと、ことに終戦後非常な混乱をきわめ、窮乏をきわめ、ことに国民生活の水準はすこぶる低い。まことに哀れなる貧乏国であります。そのうちでもこの七箇年の間に徐々に秩序は回復せられて、幾分よくなつて

おるうちに思われます。われわれ、一般の中産以下の社会生活のものは、何と申しましても食糧の問題、衣料の問題、家屋の問題、人間の生活に欠くべからざる衣食住の問題が、社会保障制度の問題の対象としても一番大きな問題だと思ひます。現に食糧の問題でも、今日やや緩和されておるとは言いますが、外国の食糧が入つて来なければ十分ではない。それでも七年前の状態から見れば、国民の死にが餓死しなければならぬという逼迫した状況ではなさそうに思ひます。極東方面における、ことにインドやその方面の状況を聞きますと、むしろ敗戦国ではあるが、わが国の食糧状態のごときは、たいへんよくなつておるよう

に思ふ。衣料品のごときも、外国貿易がでなくなつて国内放出などがあつたせいもありますが、非常に高価ではあるが、七年前の状況と比べれば、これまた一通りの解決の曙光が見えたように私は思ふ。いまだに七年にして解決のできない問題は住宅の問題で、ことに吉田内閣、この政府のもとにおけるこの方面の感覚は、私も断じて承服できません。東京を中心とする銀座街頭には、大層高層、大きなビルディングが次々とできて行きます。それにはなほ何億、何十億という投資がなされております。しかるに一歩裏小路に入るとき、庶民の生活ははたしてどうである。現に東京市内だけの住宅の不足でも、おびただしき数に上るでございします。先般北海道の十勝沖震災における住宅の復興につきましても、冬を見越しての北海道の災害者のために、たつた一戸当り九坪の住宅を建て、に、五百二十七戸建ててやれ

ば大体解決するというのに、予算上の都合からそのうちの八割ぐらい、四百戸だけ建ててやつて、あと二百二十七戸は来年度にまわす。雪のない土地でも困難をきわめるのに、雪の多いあの寒冷の地において、住宅なくしてどうするのだと当局に聞くと、それは間借りでも何でもして何とか忍ばなければならぬだらう、こう言う。間借りができな状態というものは、北海道の状況を知らないから出て来る。小さなうちの中へストローを置く。ストローというのは部屋のすみに置いたのではだめなのだ。部屋の中央に置くのだ。間借りをするのにも、五人の家族がばらばらになつてどこかに行くというならばともかくも、一家を形成している以上は集団しなければならぬ。狭いうちに五人も六人も他の家族が入るといふことは、あの人口のばらばらになつておる、隣りから隣りまで何町もあるといふようなところでは非常に不都合だ。それにもかからず今日の政治のやり方は、そういうものを救済しようとはしない。何たることでしょうか。

また先般の鳥取の大火におきまして、住宅の復興は今年度は半分よりやうな状況で、庶民の生活とはあまりにかけ離れた料亭であるとか、旅館であるとか、待合であるとか、鉄筋コンクリートのビルディングに至りましては目をそぼだてるものさへある。官庁の建物におきましても、われわれ国会の目の前にすぐ見えておる厚生省の建物のごときは、東京最大の坪数を持つという大建築が、今現にわれわれの目の前に建てられつつある。しかるに庶民階級の生活はどうか、鉄橋の下には、まだむしろ小屋を建てて住ま

でいるルンペンにひとしきりも、現にわれわれは電車の中から見られる状況で、一般の住宅の不足は極度に達している。こういう問題に対する現内閣の方針は、大資本主義的金融、独占的な金融のやり方であつて、私は共産党に抗議するのではないが、ほんとうに社会政策的の見地から言つても、こういう不平等な金融のやり方、社会正義に立脚せざる利潤追求主義的な金融の仕方というものは、政治の正しい行き方ではないと思ふのであります。従いまして零細なる人々から集めたる尊きこの金は、たとへば間違つてもそういう方面に流用されては相ならぬです。これは社会保障制度主義に重点を置いて貸し付けののだが、現段階における貸出しの対象としては、庶民階級の住宅を解決してやることなどに一つの新たな感覚を置いて、これを奨励しつつ貸し出してやるくらいな勇氣があつてしかるべきではないだらうか。また庶民階級の病人にしても、今健康保険制度なども、制度の欠陥から行き詰まりの状態で、病弱に苦しむ細民は医療に親しむことができない。療養に日を重ねることはできない。療養所を持つことはできない。これは地方に対する貸出しではないけれども、郵政省自体が、こういうものを救済するために膨大な療養所などをつくつてやるなどということも、これは新たな感覚としておもしろい構想ではなからうかと思ひます。すなわち現段階におけるこの貸出し先は、細民救済に主眼を置いて、そのうちでも最も住宅の問題などの逼迫した状況を解決してやる、打開してやるという勇断をもつて、ひとつお考え願ひたいと思ふので

員会の末席を汚しておりますので、いち早く発言しようとしたところが、委員長が推熊委員にわれ／＼の考えておることと同様の御発言をお許しになつたので、そのまゝ引下つたのであります。推熊委員もわれ／＼があまりに弱体でないということを認識していただきたい。

○推熊委員 この問題については飯塚委員のたいへん強力なる御主張を聞きまして、反対党ながら頼もしいと存じますが、どうかその意氣で善処せられんことを希望いたします。私は委員長に質問いたしました、これだけの決意を聞けばもうお答えを願わなくてもけっこうであります。私の質問はこれで終ります。

○尾関委員 しかしこの際私としても一言申し上げておきます。申すまでもなく基本法である本法が本委員会に付託されておるのであります。大蔵委員会に付託せられました両案というものは処理法であります。この観点に立つて、処理法を審議しておる大蔵委員会からの公聴会云々という申入れに耳をかす必要はないと思ひます。同時に連合審査についても、あるいは決議があつたようなことも承りましたけれども、この問題は、すでに推熊委員その他の方のおつしやるごとく、もはや異論のない明らかなる法案であります。これ以上連合審査を開会する意思はございません。また必要もないと深く信じております。党においても同様でございます。御了承願ひたいと思ひます。田代文久君。

○田代委員 この法案は、先ほど推熊委員から申されましたように、わが党としまして、大蔵省からこれが郵政

省に返つて来るという復元の問題に対しては、両手をあげて賛成であります。

ただ問題は、それだけでは片づかない。その返つて来た金がいかにか運用されるかということに、一切の問題がかつておるので、その点がはつきりしないことには、この法案に対して賛意を表するわけに行かない。先ほど推熊委員から言われました趣旨には、われわれとしましてはまったく賛成であります。問題は抽象的に、そういう社会保障制度、特に住宅問題とかあるいは中小企業者の窮状を救う、また平和産業を發展させるために使うとか、こういう方面に使用したいという希望だけでは問題は片づかないのであります。実際にいってそういうことのため

に、いかに具体的な方策が講ぜられておるか。なお実際にそういう方面に使用するためのわくが、どれくらい広げられておるかという点のはつきりしないことには納得行かないのであります。従つてまず第一に質問したいことは、大蔵省の資金運用部がこれを握つておつたとき、これが今後運用される場合において、社会保障制度とか、そういう面において、実際にどういふ差がはつきり出て来るか。またそれに對してはどれくらいわく、あるいは予算措置を見込んでおられるか、こういう点をはつきりしていただきたいと思ひます。

○白根(玉)政府委員 この法案の執行の際におきましては、先ほど推熊委員にお答えいたしましたような観点から運用したい、その点は承していただいております。しからば大蔵省がやつた時代と、こちらに移つたあとの執行面に対して、どれだけの

開きがあるかという御質問であると存じます。この点は御承知のように、私の方に移管したあとの地方自治体の起債計画にのつたらなければならぬのであります。従ひまして大蔵省一本でやつておつた時代に比較いたしますと、そういう方面に比べますと金プラス、アルファの面がどの程度にあるかという、具体的に、数字的にまだ御説明できないのを遺憾に存じております。しかしながらわれ／＼といたしましては、本年度の余裕金が約三百七十億程度でございます。その金をまわす際におきまして、大蔵省時代に比較いたしますと、そういう方面に重点的にやる氣持を持つておるのでございます。

○田代委員 その数字の面は今の御答弁でわかるのですが、しかし少くとも社会保障制度あるいは平和産業の發展、あるいは中小企業を救済するといふような面から考えますならば、少くともこの法案の中に、その使途として、今までははつきり違つた形で、社会保障のためにこれを使うといふやうなことを明記することができないかどうか。そういう点が出ておられません。ただそういう氣持で良心的にやりたいといふことを言われましても、実際にいける権限は、国家的な資金運用といふ面から握られて来ますと、だんだん縮小して来る危険があると思ひますが、そういう点はどうですか。社会保障制度のために重点的にこれを使うといふことを明記する意思があるかどうか。

○白根(玉)政府委員 その点につきましては、法文に明示いたさなくても、戦前における簡易保険の資金の通用は、その方面に力点を置いて参つておるのでございます。そういう意味合いからいたしまして、復元をわれ／＼熱望いたしておつたのでございます。従ひまして、社会保障制度だけに限るといふやうな法文を書かないでも、戦前における郵政省——当時の通信省の運用の実態に合わせるように、この法案を出しておるわけでありまして、その点は必ずしも法文にはつきりしないでも御了承いただける、かように存する次第であります。

○田代委員 このいただいてる資料の中に「簡易生命保険及び郵便年金の積立金等の運用状況(昭和二十七年四月末現在)」というのがありますが、これは二十七年の分ですか、二十六年の分ですか。今申されました戦前における運用状況といふものはないようでありまして、この資料はどういう内容でございましょうか。

○白根(玉)政府委員 これはこちらで金を運用している状況でございます。昭和二十七年四月末現在の数字でございます。

○田代委員 そうすると過去はいつから始まつておるのですか。

○白根(玉)政府委員 始まつてからでございます。

○田代委員 そうしますとこれで問題ははつきりするわけなんです。たとえば戦前におけるこれに対する運用状況も含まつておるといふことになるわけですが、そうしますと社会保障制度、特に庶民住宅あるいはその他の福利厚生施設といふやうな面が、十分入つておるといふ御答弁の結果になると思ひます。実際上におきまして使われておる割合を見ますと、たとえば公共団体の証書貸付なんかは〇・五%、一%

にもならない。それから地方債の証券なんかと同じく〇・五%であります。それから社債及び債券が〇・一%、それから契約者に対する貸付が二二%。結局、こういう割合ではほとんど貸しているか貸していないかわからないやうな状態なんです。実際にいいては、資金運用部の預託金に圧倒的になつておりました。これはおそらく私は福利厚生といふ面に使われずに、そういう大資本あるいは中央の一方的な運用といふことになつてゐるのじやないかということを懸念するわけですが、これの説明はいかがですか。

○白根(玉)政府委員 その点は結局、御説明申し上げますと、戦前の姿における運用で残つておるのは、三十一億程度私の方でやつておりますが、それ以外のものは、御承知のように戦後マツカーサー書簡によりまして、全部資金運用部の方へ預託するようになつておるのであります。しかも前の証券のごときは、御承知のように物価指数が違つてゐるわけでありまして、従ひましてたとえば二番目に書いてあります地方債の証券といふものは、御承知のように、あの貨幣価値の高い時代の数字でございます。それから資金運用部預託金として書いてある金額は、貨幣価値の非常に下つた時代における、インフレ時代の金になつておるのです。従ひまして、この数字だけではそういうふうに見えますけれども、時代の變遷、貨幣価値の変動、また終戦後に於ける、すべての金を資金運用部に預託して運用しなければならなかつたといふやうな關係を、分析して表に出していないので、そういう御議論が出る

と申すのでありますが、その実質はさ
やうな実情でございます。

○田代委員 これは戦前の非常に貨幣
価値が高くて物価が安かつたときとい
うことになりまして、大体の見当でど
のくらいの割合になりますか。これでは
あまりパーセンテージが低過ぎて、
社会保障とか何とかというのに対して
安心するわけに行かない。

○大野説明員 御質問の点は、従来に
おける簡易保険の積立金の運用が、所
期の目的とした社会保障的な方面への
投資がまことに少いではないかという
点にあると思います。それは御指摘の
通りなんです。なぜかと言いますと、
当初においてこそ、当時の通信省にお
きまして本来の趣旨において運用して
おつたのでありますけれども、ちよ
うど支那事變の始まります前後からい
わゆる非常事態が始まりまして、当時
唱えられました高度国防国家の建設と
いつたような一つの重要な国家的な要
請に応じて、その方への投資を余儀な
くされ始めました。そこでまず本来の
趣旨がそれ始めたわけでありまして、そ
れから今度大東亞戦争に突入する。そ
うするとそこで本来の投資、つまり当
時の通信省においてやつた直接投資を
することをやめて、全面的ではありま
せんが、一部やめて、大部分はそれ
を、政府資金を統合運用いたしており
ました当時の預金部に預け入れられて
うことになった。それが戦後において
は、ただいまお話ししましたように、全
面的に預金部に預けられ、昨年から
資金運用部に預けられるということに
なつたわけなんです。その行き方が間違
つてゐるのではないか。間違つてゐるか
ら、これを復元して、本来の趣旨に投

資をすべきではないか、こういうこと
になつたんです。ですから過去の統計
が、数字をごらんになつて、間違つて
いるじやないかとおしやるのは、ま
さにその通りで、それなるがゆえに、今
日復元の問題が、国会においてこれは
どうかましく言われるようになった、
こういうことでございます。

○田代委員 ただいまの答弁によつて
私の言わんとする重大問題が出たと思
うのです。すなわちつきりと戦争の
あるなしに關せず、国民に対する、
あるいは庶民に対する福利厚生とい
うものが確保されないことには、国民の
民生、経済の安定というものは、世
なわれ／＼の理想としましては、世
界の人類に戦争が絶対にないという事
態を、私たちはもたらさなければなら
ない、絶対平和を確保するという立場
で私たちは政策を立てなければならな
い。従つてそのためには、あらゆる犠
牲を払つてもそれをはつきり明記する
必要がある、またそのためにはつき
りさせなければならぬ。ただいまの
説明によりますと、戦争前日本が満州
に手を出す、あるいは東洋諸国に手
を出すというやうなことになるがため
に、初めの意図のいかんにかかわらず、
わゆる社会保障という線がだん／＼そ
れて行つて、影が薄くなり、後にはな
くなつてしまつて、戦争のためにこれ
が使われるやうになつたという結果に
なつておるのではありませんか。それ
が、いかに關せず、社会保障制度の
ためにこれを使うという点がはつきり
明記されなければ、われ／＼として
安心がでないという結論になるので
ありまして、私はそういう意味から、
これがいかに今後使われるかという問

題に対する本質がすでに暴露されてい
るというふうに考えます。私はどうし
てもそういう点ははつきり明記しなけ
れば、非常に不安定なものであるであ
るといふことが言えると思つたのであ
ります。これは議論になるからその点は
やめますが、そういう点でどうしても
この点を明記する必要がある、こ
れはインテキ性を持つてゐるというふ
うに考えるのであります。

なお私はお尋ねしたいのですが、つ
まり契約者に対する貸付の問題です。
この契約者と言ひますと、地方の、つ
まり零細な国民諸君がこれに加入され
まして集められた資金になるわけだ
す。従つてそれは当然そういう人た
ち還元する必要がある。従つてそう
いう人たちはどういう階層かといひま
す、大ざつぱに見まして大体中小商工
業者、あるいは農村の農民の方々とい
うことになるだらうと思ひます。そう
するといふやうな不況に當面し、そし
て大産業のために、中小企業あるいは農
民諸君が融資の面、金融の面で非常に
困つて四苦八苦してゐる場合に、そう
いう面において金を流用するといふ
のが本筋であらうと思ふ。従つてそう
いう場合に、ここに百人なら百人の契
約者が集まつて、集団的に、たとえば
自分の企業のために一括して使いた
いためにこれだけの金を貸してもら
いといふやうなことを申請して、こ
ういふ法律が適用される場合、實際に
これを運用するときに、そういう希望に
對して融資のあつてををされるとい
ふやうな保障があるかどうか、この点
をひとつお尋ねしたいと思ひます。

○大野説明員 この簡易保険事業の本
来の目的が、社会公共のために、ある
意味においては社会保障制度の一環と
して、その点をねらつてゐるというこ
とは申し上げるまでもございせん。
単に積立金の運用の出し方の点のみに
それが現われるわけではありませ
ん、保険自体、つまり一定の保険事故
の発生に對して、簡易に加入して、確
実に保険金の支払いをするというこ
と、その制度自体に本来の目的がある
ことは申すまでもないことと存するの
であります。その本来の使命は、戦争
中といへども、戦後といへども、い
わゆる戦前といへども、その点にお
いては少しもかわりがなかつたのであ
ります。このことをなげさうに申し上げ
るかといふと、今問題になつてお
るのは積立金の運用の問題でありま
すけれども、運用自体は、同時にその
金は、前会の委員会でも御指摘になり
ましたやうに、實質的には零細な加入
者、契約者の方々のいわば預り金で
ございまして、そういう預り金を、最も有
利に、確実に運用するといふことも、ど
うしても忘れてはならない一つの条件
でございまして、社会政策的な、ある
いは社会保障的なねらいを強調する
のあまり、大事な預り金である積立金
に、不慮の損失の及ぶやうなことがあ
つてはならない。そこでその辺は兩者
兼ね合せて適當にやらなければならぬ
といふ点を、特に申し上げたかつたわ
けであります。

もう一つの点は、先ほどのお話で、
今度の運用の法律の中に、今の運用に
ついても社会保障的なねらいをはずさ
ないといふ点を、何か明記しなければ
いけないのじやないか、どうもこのま
まではインテキな法律であるといふ
おいがするといふ趣旨の御発言があ
りました。これは法律をごらんくだ
さいますと、第三条でありましたかに、
運用の範圍を實に狭くしつてありま
す。本来からいいますと、これをもち
と広くした方が、運用という面から
いふならば有利確実で、確かにその方
よりベターであるはずなんです。にも
かわらずこれをこんなに狭くしつて
ゐるゆえんのものは、従来資金運用
部の方に資金を預託して、その方
に運用した場合とは非常に趣きを異
にしてゐる点で、明瞭に法律の条文に
現われてゐる一つの証據であるとい
ひ得るかと思ふのであります。資金運用
部資金の方では、御承知のように第七
条に一号から九号までの運用の範圍が
掲げてございまして、それは一は国債、
二は国に對する貸付、三は法律の定め
るところにより、予算について国会の
議決を経、又は承認を得なければなら
ない法人の発行する債券、四前号に規
定する法人に對する貸付、五番目に初
めて地方債が出て来る、六が地方公共
団体に對する貸付、七が特別法人の發
行する債券の引受、八がこの法人に對
する貸付、九に至りますと銀行、農林
中金、商工中金等の発行する債券の引
受、これがいわゆる金融債といわれる
ものであります。このやうに資金運用
部の方の運用の範圍が非常に広いのに
對しまして、今度の簡保年金積立金
は、わずかに一が契約者に對する貸
付、二が地方債、三が地方公共団体、
これだけにしつてあります。とい
ふことは言ひかえまして、地方債とい
ふものは地方公共団体の発行する債券で
あることは御承知の通りであります
が、そういう地方公共団体といふもの

は、本来公共の目的を存立目的として
いるわけでありまして、營利追求とい
うような觀念は全然その中に入つて来
ない。そういうものの資金だけにこれ
を投資しようというところに、これが
本来社会政策的な、あるいは社会保障
的な方面への運用目的をはずさないよ
うに法律的に縛るということをはつ
きりと明示していると言ひ得るかと思
うのであります。

それから契約者貸付という問題につ
きまして最後に御尋ねがあつたのです
が、もちろん団体を結成しまして、必
要な資金を需要される面につきまして
は、契約者の団体であれば契約者貸付
のその方法によりまして、それを実行
することができるとございいます。

○田代委員 たいだいまわくが狭まつて
おるといふ御説明がありました。こ
れは以前逓信省が運用権を持つていた
ときのわくよりも狭まつてゐるのです
か。

○大野説明員 その通りでございま
す。戦前には御承知の通り国債の引受
けもできましたし、特別の法人、つま
り国策会社の社債や株式までも持つて
おりました。それが現在の参考資料に
出ておりますように、社債、株式とい
うものが、わずかのパーセンテージで
すが残つておりますゆゑんでありま
す。しかし今度の運用ではそれができ
ないことになるわけでございいます。

○田代委員 もう一点だけお尋ねした
いのですが、地方から陳情に来てお
る、さつきも問題が出ておりました
が、事務の煩雜になるという点で、先
ほどの御説明で、大体できるだけそう
いう煩雜にならないような方法を考へ
る。つまりそれは地方債一本でこれを

やるようにするとかしないとかいうよ
うな御説明のようで、何だかはずき
りなかつたのですが、そういうふう
なるのですか、その点どうですか。

○白根(玉)政府委員 現在では、起債
の許可がありまして、許可に對しまし
て貸付承認をやるのでございいます。そ
の貸付承認をする段階までに起債許可
がございいます。その起債許可の際
に、市町村から府県に許可の申請をや
りまして、それは業者が申請書をやは
り書くわけなんです。書いた申請書
を中心にして、地財委の承認を受け
ることになります。それだけ一本で行
けばいいとも考えられるのでございま
すが、別途大蔵省としましては、市町
村から事業計画説明書というものをと
りまして、実に詳しい非常に複雑な申
請書を出させて、そして地財委で書類
を通して、大体の見当をつけておる際
に、大蔵省は大蔵省でもらつた資料を
もつて、それでつき合せてやつてい
るのでございいます。従いまして大蔵省と
しては、地方財政監督という問題もあ
る程度あるという観点からおやりに
なるとしては申請書を二つも書かない
でも、われわれの個別的審査をする場
合には、地財委を通じて来るルート一
本の申請書を通じて審査してもいいん
じやないか、こういうふうな考へてで
きるだけ緩和したい、かような意
味であります。

○田代委員 質問を終わります。
○尾岡委員 石原登君。
○石原登(委員) 実は言葉の表現はと
まかくとして、私のところにはすでに
この法案が提出されて、この運用金
が郵政省に還元されるということが明

かになつた今日、どうも脅迫状みたい
な手紙が非常にたくさん参つておりま
す。電報も参つておる。それでその内
容をささいに検討してみますと、ある
一つの意図があるように伺われるので
あります。さらにまたこれを掘り
下げて考えてみますと、どうもこの簡
易保険の積立金の性格に對して一部識
者の間でまだ十分納得していな
い面が相当あるということが、どうし
ても指摘されるわけであります。今日
までこの積立金が、国家産業のために
いろ／＼な面で非常に大きく寄与して
おつた。これがあまりにも寄与して
つたがためであるかもしれませんが、
そういうような面からの強力な反対意
見というか、反対陳情といひます。む
しろ反対の脅迫状が今でも来ておりま
す。ですから私はそういう意味におい
ては、この積立金の性格というものに
ついて、はつきりとしておく必要があ
ると思ふのであります。これはたゞい
まは大臣が御出席でありました際十
分私の議論も申し述べまして、この点
を明らかにしたいと思ひます。そ
れだけをまず前提にいたしまして御質
問申し上げます。

まず第一に私が考えますことは、
この法案には非常に不満である。この
法律が上程されることになつたとい
うことを聞いて、私は非常な喜びを感じ
ましたが、この法律の内容については
非常に不満がある。だから先日から議
論しております通り、私はこれは一つ
の過渡的現象におけるところの、これ
はもう現在においては最大の方法であ
るという政治的な含みにおいての了解
ができております。しかしながらこの

法律が、将来に向つても最もベターな
法律だとは私は考えない。であります
から、今日はこの法律の欠陥につい
ても十分に指摘し、将来これをよりよ
き法律に改正いたしまして、そうして
ほんとうにこの簡易保険の事業のため
の運営が、さらに一段と円滑に行われ
るという方向だけは、どうして
も明らかにいたしておきたい、かよう
に考えるわけでございいます。そうい
うような観点に立ちまして、私が本法
びさらに旧法でありますところの簡
易生命保険法を勉強いたしますと、こ
の簡易保険は、その第二条におきま
してあくまでも營利を目的とするところ
の事業ではない、これはあくまでも中
小企業者以下の零細な国民のための、
いわゆる社会政策であるのだといふこ
とをはつきりとうたつてゐるわけで
ございいます。しかもこの簡易保険法の第
六条の第一項並びに四十七条にも明
かであります通り、この簡易保険に
よつても利益金が生ずるとするならば、
その剰余金はすべてこれは契約者
に分配されねばならぬということも明
記してございいます。しかもこのこと
は、保険約款に基きまして、契約当初
にあつて契約者との間に十分に約束
がしてある。しかるに最近の事情を見
ておきますと、こういうような法律に
明記した事柄についても約束を果して
いない。これはまことに残念なこと
でございいます。しからばそれはどうい
う理由であるかといひますと、この簡易
保険のこういうような貴重な金が、国
家目的のために非常に安い利息で運用
されてゐる。この前も議論いたしました
が、零細な、しかも非常に救済しな
ければならぬような立場の人を救済

すべくつくつたところの保険である。
政府は今までの運用で行きますと、むし
ろこの制度によつて国の事業のための
金融一般の資金なんだ。むしろ貧乏者
が金持を助けているというふうな事業
の運営を行つてゐる。このことだけは
どうしても是正しなければならぬと私
は思ふのであります。か、こういうよ
うな今日の運用について、また今回改
正されたところの第三条におけるところ
の内容、ただいま申しましたところ
の第一項は別といたしまして、第二項、
第三項、これは解釈のいかんによつて
はそういうことが十分言えるわけで
ございいます。むしろわれわれに言わすな
らば、これはいかなる方法をもつてし
ても、きわめて高利に、最も有利な方
法で運用すべきであつて、しかもその
運用利益というものが契約者に還元す
る、こういうような趣旨で行かなけれ
ばならないと考えるわけであります。
この私の理論の根拠は、簡易保険が創
設せられた当時、第三十七回帝國
議會におけるところの簡易保険法の提
案理由の説明においても明らかにこれ
が示されてゐるところでありますし、
また質疑応答の間においても十分この
ことがうたつてあります。かように考
えますときに、今この法律で示されま
したところの二項、三項の運用のみで
はなしに、さらにこういうような契約
者の利益擁護のためには、広範囲な運
用を認めるべきだと思ひます。今共産
党の田代委員からいろいろ指摘されま
したが、断じて戦争目的に使うことは
反対でありますけれども、運用方法に
ついては、確実に運用して行かなけれ
ばならない、こういうような考へ方
であるわけであります。この考へ方に

法律が、将来に向つても最もベターな
法律だとは私は考えない。であります
から、今日はこの法律の欠陥につい
ても十分に指摘し、将来これをよりよ
き法律に改正いたしまして、そうして
ほんとうにこの簡易保険の事業のため
の運営が、さらに一段と円滑に行われ
るという方向だけは、どうして
も明らかにいたしておきたい、かよう
に考えるわけでございいます。そうい
うような観点に立ちまして、私が本法
びさらに旧法でありますところの簡
易生命保険法を勉強いたしますと、こ
の簡易保険は、その第二条におきま
してあくまでも營利を目的とするところ
の事業ではない、これはあくまでも中
小企業者以下の零細な国民のための、
いわゆる社会政策であるのだといふこ
とをはつきりとうたつてゐるわけで
ございいます。しかもこの簡易保険法の第
六条の第一項並びに四十七条にも明
かであります通り、この簡易保険に
よつても利益金が生ずるとするならば、
その剰余金はすべてこれは契約者
に分配されねばならぬということも明
記してございいます。しかもこのこと
は、保険約款に基きまして、契約当初
にあつて契約者との間に十分に約束
がしてある。しかるに最近の事情を見
ておきますと、こういうような法律に
明記した事柄についても約束を果して
いない。これはまことに残念なこと
でございいます。しからばそれはどうい
う理由であるかといひますと、この簡易
保険のこういうような貴重な金が、国
家目的のために非常に安い利息で運用
されてゐる。この前も議論いたしました
が、零細な、しかも非常に救済しな
ければならぬような立場の人を救済

すべくつくつたところの保険である。
政府は今までの運用で行きますと、むし
ろこの制度によつて国の事業のための
金融一般の資金なんだ。むしろ貧乏者
が金持を助けているというふうな事業
の運営を行つてゐる。このことだけは
どうしても是正しなければならぬと私
は思ふのであります。か、こういうよ
うな今日の運用について、また今回改
正されたところの第三条におけるところ
の内容、ただいま申しましたところ
の第一項は別といたしまして、第二項、
第三項、これは解釈のいかんによつて
はそういうことが十分言えるわけで
ございいます。むしろわれわれに言わすな
らば、これはいかなる方法をもつてし
ても、きわめて高利に、最も有利な方
法で運用すべきであつて、しかもその
運用利益というものが契約者に還元す
る、こういうような趣旨で行かなけれ
ばならないと考えるわけであります。
この私の理論の根拠は、簡易保険が創
設せられた当時、第三十七回帝國
議會におけるところの簡易保険法の提
案理由の説明においても明らかにこれ
が示されてゐるところでありますし、
また質疑応答の間においても十分この
ことがうたつてあります。かように考
えますときに、今この法律で示されま
したところの二項、三項の運用のみで
はなしに、さらにこういうような契約
者の利益擁護のためには、広範囲な運
用を認めるべきだと思ひます。今共産
党の田代委員からいろいろ指摘されま
したが、断じて戦争目的に使うことは
反対でありますけれども、運用方法に
ついては、確実に運用して行かなけれ
ばならない、こういうような考へ方
であるわけであります。この考へ方に

法律が、将来に向つても最もベターな
法律だとは私は考えない。であります
から、今日はこの法律の欠陥につい
ても十分に指摘し、将来これをよりよ
き法律に改正いたしまして、そうして
ほんとうにこの簡易保険の事業のため
の運営が、さらに一段と円滑に行われ
るという方向だけは、どうして
も明らかにいたしておきたい、かよう
に考えるわけでございいます。そうい
うような観点に立ちまして、私が本法
びさらに旧法でありますところの簡
易生命保険法を勉強いたしますと、こ
の簡易保険は、その第二条におきま
してあくまでも營利を目的とするところ
の事業ではない、これはあくまでも中
小企業者以下の零細な国民のための、
いわゆる社会政策であるのだといふこ
とをはつきりとうたつてゐるわけで
ございいます。しかもこの簡易保険法の第
六条の第一項並びに四十七条にも明
かであります通り、この簡易保険に
よつても利益金が生ずるとするならば、
その剰余金はすべてこれは契約者
に分配されねばならぬということも明
記してございいます。しかもこのこと
は、保険約款に基きまして、契約当初
にあつて契約者との間に十分に約束
がしてある。しかるに最近の事情を見
ておきますと、こういうような法律に
明記した事柄についても約束を果して
いない。これはまことに残念なこと
でございいます。しからばそれはどうい
う理由であるかといひますと、この簡易
保険のこういうような貴重な金が、国
家目的のために非常に安い利息で運用
されてゐる。この前も議論いたしました
が、零細な、しかも非常に救済しな
ければならぬような立場の人を救済

すべくつくつたところの保険である。
政府は今までの運用で行きますと、むし
ろこの制度によつて国の事業のための
金融一般の資金なんだ。むしろ貧乏者
が金持を助けているというふうな事業
の運営を行つてゐる。このことだけは
どうしても是正しなければならぬと私
は思ふのであります。か、こういうよ
うな今日の運用について、また今回改
正されたところの第三条におけるところ
の内容、ただいま申しましたところ
の第一項は別といたしまして、第二項、
第三項、これは解釈のいかんによつて
はそういうことが十分言えるわけで
ございいます。むしろわれわれに言わすな
らば、これはいかなる方法をもつてし
ても、きわめて高利に、最も有利な方
法で運用すべきであつて、しかもその
運用利益というものが契約者に還元す
る、こういうような趣旨で行かなけれ
ばならないと考えるわけであります。
この私の理論の根拠は、簡易保険が創
設せられた当時、第三十七回帝國
議會におけるところの簡易保険法の提
案理由の説明においても明らかにこれ
が示されてゐるところでありますし、
また質疑応答の間においても十分この
ことがうたつてあります。かように考
えますときに、今この法律で示されま
したところの二項、三項の運用のみで
はなしに、さらにこういうような契約
者の利益擁護のためには、広範囲な運
用を認めるべきだと思ひます。今共産
党の田代委員からいろいろ指摘されま
したが、断じて戦争目的に使うことは
反対でありますけれども、運用方法に
ついては、確実に運用して行かなけれ
ばならない、こういうような考へ方
であるわけであります。この考へ方に

すべくつくつたところの保険である。
政府は今までの運用で行きますと、むし
ろこの制度によつて国の事業のための
金融一般の資金なんだ。むしろ貧乏者
が金持を助けているというふうな事業
の運営を行つてゐる。このことだけは
どうしても是正しなければならぬと私
は思ふのであります。か、こういうよ
うな今日の運用について、また今回改
正されたところの第三条におけるところ
の内容、ただいま申しましたところ
の第一項は別といたしまして、第二項、
第三項、これは解釈のいかんによつて
はそういうことが十分言えるわけで
ございいます。むしろわれわれに言わすな
らば、これはいかなる方法をもつてし
ても、きわめて高利に、最も有利な方
法で運用すべきであつて、しかもその
運用利益というものが契約者に還元す
る、こういうような趣旨で行かなけれ
ばならないと考えるわけであります。
この私の理論の根拠は、簡易保険が創
設せられた当時、第三十七回帝國
議會におけるところの簡易保険法の提
案理由の説明においても明らかにこれ
が示されてゐるところでありますし、
また質疑応答の間においても十分この
ことがうたつてあります。かように考
えますときに、今この法律で示されま
したところの二項、三項の運用のみで
はなしに、さらにこういうような契約
者の利益擁護のためには、広範囲な運
用を認めるべきだと思ひます。今共産
党の田代委員からいろいろ指摘されま
したが、断じて戦争目的に使うことは
反対でありますけれども、運用方法に
ついては、確実に運用して行かなけれ
ばならない、こういうような考へ方
であるわけであります。この考へ方に

すべくつくつたところの保険である。
政府は今までの運用で行きますと、むし
ろこの制度によつて国の事業のための
金融一般の資金なんだ。むしろ貧乏者
が金持を助けているというふうな事業
の運営を行つてゐる。このことだけは
どうしても是正しなければならぬと私
は思ふのであります。か、こういうよ
うな今日の運用について、また今回改
正されたところの第三条におけるところ
の内容、ただいま申しましたところ
の第一項は別といたしまして、第二項、
第三項、これは解釈のいかんによつて
はそういうことが十分言えるわけで
ございいます。むしろわれわれに言わすな
らば、これはいかなる方法をもつてし
ても、きわめて高利に、最も有利な方
法で運用すべきであつて、しかもその
運用利益というものが契約者に還元す
る、こういうような趣旨で行かなけれ
ばならないと考えるわけであります。
この私の理論の根拠は、簡易保険が創
設せられた当時、第三十七回帝國
議會におけるところの簡易保険法の提
案理由の説明においても明らかにこれ
が示されてゐるところでありますし、
また質疑応答の間においても十分この
ことがうたつてあります。かように考
えますときに、今この法律で示されま
したところの二項、三項の運用のみで
はなしに、さらにこういうような契約
者の利益擁護のためには、広範囲な運
用を認めるべきだと思ひます。今共産
党の田代委員からいろいろ指摘されま
したが、断じて戦争目的に使うことは
反対でありますけれども、運用方法に
ついては、確実に運用して行かなけれ
ばならない、こういうような考へ方
であるわけであります。この考へ方に

すべくつくつたところの保険である。
政府は今までの運用で行きますと、むし
ろこの制度によつて国の事業のための
金融一般の資金なんだ。むしろ貧乏者
が金持を助けているというふうな事業
の運営を行つてゐる。このことだけは
どうしても是正しなければならぬと私
は思ふのであります。か、こういうよ
うな今日の運用について、また今回改
正されたところの第三条におけるところ
の内容、ただいま申しましたところ
の第一項は別といたしまして、第二項、
第三項、これは解釈のいかんによつて
はそういうことが十分言えるわけで
ございいます。むしろわれわれに言わすな
らば、これはいかなる方法をもつてし
ても、きわめて高利に、最も有利な方
法で運用すべきであつて、しかもその
運用利益というものが契約者に還元す
る、こういうような趣旨で行かなけれ
ばならないと考えるわけであります。
この私の理論の根拠は、簡易保険が創
設せられた当時、第三十七回帝國
議會におけるところの簡易保険法の提
案理由の説明においても明らかにこれ
が示されてゐるところでありますし、
また質疑応答の間においても十分この
ことがうたつてあります。かように考
えますときに、今この法律で示されま
したところの二項、三項の運用のみで
はなしに、さらにこういうような契約
者の利益擁護のためには、広範囲な運
用を認めるべきだと思ひます。今共産
党の田代委員からいろいろ指摘されま
したが、断じて戦争目的に使うことは
反対でありますけれども、運用方法に
ついては、確実に運用して行かなけれ
ばならない、こういうような考へ方
であるわけであります。この考へ方に

対する当局のお考えはどうでございませうか。

○白根(玉)政府委員 ただいまのお考え方につきましては全然同意でございします。ただこの法案の運用につきましても第二項、第三項の運用にあたりましては、極力その運用の方針に沿いついてやるという事は、毎々申し述べた通りであります。さてその程度のものでいいかという問題があるうかと存じます。われ／＼が市町村債等を中心にしてやりましたのは、有利であり、確実であつて、有利性につきましては一般貸付は六分五厘、証券貸付は八分五厘になつております。ほかの株式とか、社債に比較すれば有利でございせんけれども、一面確実性も考へなければならぬという意味で、二項、三項は貸付対象といたしまして、簡易保険の金の運用の貸付先といたしましてはふさわしいものであることは、間違いないと思ひます。従いましてさしむきこの程度の運用をするという事で御提案申し上げてゐるのでございしますが、さてこれだけでいいか、もし有利であり、確実である限りにおいては、市町村を中心として貸付をするというわけでござらぬので、別わくで有利確実な事業主体があつて、その事業主体の事業内容が社会福祉的な仕事をやつてゐる、そういう面に対して運用することも道を開いてはどうか、こういう点につきましては將來考へるべき点だと存じておりますが、ただいまの状況からいいますと、御承知のように市町村を中心とする貸付の資金源と、供給源と、需要との関係からいまして、現在の国家資金の現状から考へてみますと、さしむ

きは二項、三項程度の運営でやつて行くようにいたしまして、將來状況がかわれば、御趣旨のように別わくのな方に運用にふさわしい客體を探しまして、それに投資するような方法も考慮したい、かように存するのであります。

○石原(登)委員 これは古い話ですが、簡易保険法ができた当時、この資金は一般の財政の運用には断じて使われない、こういう答弁をせられて、保険金運用の方向が一応はつきり指示されたわけでありましたが、今日地方債は、一般の財源ではないというふうな御解釈でありますか。

○白根(玉)政府委員 地方債は形式上では一般の財源と一応見られております。しかしながらわれ／＼の選択する対象といたしましては、一般の財源的な面に重点を置いてやるのではなくて、一般財源として、当該市町村でこゝういふ仕事をやりたい、ああいう仕事をやりたい、そのためには現在の市町村の財政状況ではまかなひ切れない、従つて資金を借りてやらなければならぬという意味から言ひますと、資金的に見れば一般の財源の補充だろふと思ふのです。しかし私たちが運用する際には、その一般財源的な面に対して注意を払うのではなくて、そのものは地財源なり、府県の許可で見ると、運用の際の問題になりますのは、その外部資金を借りてやる事業が、簡易保険の資金の投資対象としてふさわしいものであるかどうかということに力点を置いてやりたい、かように存じております。

○石原(登)委員 それでは重ねてお尋ねいたしますが、この地方債の内容は、今やつておるものにはい／＼あります。たとえば政府がやつておるところの公共事業の地元負担金の地方債、あるいは単独事業としての地元の自主的な起債、こういうふうなものであるわけですか。今郵政省で運用の対象として考へておるところの地方債といふのは、そういう公共事業の地元で負担すべきところのものを予想するのでなく、むしろ後者の、単独企業としての地方債を予想されておるわけでありませんか。

○白根(玉)政府委員 おつしやる通りであります。われ／＼の力点を置きたいところは、公共事業の方には力点を置かないで、むしろ単独企業、公営企業、その方面に力点を置きたい。かように存じております。

○石原(登)委員 それではつきりわかりました。非常によいことだと考へます。それでこれは根本的な議論になりますが、先日申しました通り公共団体に限らず、あるいは個人に限らず、地方の資金が非常に枯渇したております。この簡易保険法が制定された当時の代議士も、地方から資金を吸収されて、それが中央によつてのみ運用されることを非常におそれておりました。これは今日記録にも明らかにしておる。ところがこの記録にも明らかに、当時私どもの先輩が憂へたことが、今日事実となつて現われて来ておるといふことは、私も非常に残念でたまりません。今日、地方中央を通じて資金が苦しいことはわかつておりますが、中央よりも地方が非常に資金に困つております。そういうような状態

を考へますとき、郵政省を通じて昔の農工銀行、あるいは勧業銀行のような方法によるところの貸付の道をどうしても開いてもらわなくてはならないといふことを、私は強く主張したいと思ふのであります。そこでこの第三号に示された一般の地方債と、第三号のいわゆる政令により定められたところの公共団体に対する貸付、これは来る年の貸付は大体三百七十億円というふうな御予想のようですが、その一応の振替りについて、何らかそこにお考えがおりますかどうか、その点を承つておきたいと思ひます。

○白根(玉)政府委員 たいへん相済みないのでございしますが、御承知のようになつてございましては、ただいま運用はいたしておらないのであります。しかもその振替りわけの実情は、地財委その他から聞けば一応わかることではありますけれども、運用自体は来年度、四月一日からやることになつております。そのときの状況を見てやらなければわからないのであります。振替りわけをどの程度にやつて行くかは、ただいまのところはつきり申し上げかねます。

○石原(登)委員 本法の提出にあたりまして、閣議でも問題になりました、農林中金とかあるいは商工中金に対して、大きくまとめて貸し出したらどうかというふうな議論があつたように聞きます。及んでおるわけでありまして、もちろんこゝういふような意見に對しては私どもは全面的に反対でありまして、決して簡易生命保険積立金のいわゆる運用復元の本法の趣旨に合致いたさないわけでありまして、もしこゝういふような考へ方が事実あれば、これに對して

事務当局は、今日どういふふうにお考へておられますか、この点をちよつと伺つておきたいと思ひます。

○白根(玉)政府委員 確かに農林省の方からそういうような申し入れがあつたのであります。しかしながらそういう申し入れの点につきましては、一例を申し上げますと、農林漁業資金融通法による農林漁業資金融通特別会計に融資するといひますと、この実態は、一般会計なり対日援助資金から外部資金として一応借り入れるようなものであります。実はその実態がいろいろ客觀的に制肘され、繰入金等に左右される会計でございしますので、そういう會計にわれ／＼郵政省から融資するといふことについては反対でございまして、むしろ許されれば、そういうのでなく、個々の有利確実である事業につきまして、たとえば土功組合、水利組合につきまして、有利確実であるといふことを個々の審査いたしました。きまして農林省が御賛成であるならば、この政令によりまして實際運用をいたしたい、かように存じております。

○石原(登)委員 ただいまの言明を聞きまして安心をいたしました。ぜひともそういう趣旨でなくてはならないと思ひます。それからもう一つ、本法が制定された根本は、郵政省に復元しなければならぬといふことで、だからこれは新たな貸出しを計画したわけではありませぬ。復元といふことは申すまでもなく従来の通りの運用の処置をとること、で、従来の通りの運用といふと、相当かけ離れておる。この点はどうか誤り

次は詮議方針でございますが、現在やつておるのは、起債総額の決定と同時に、地財委と大蔵省と協議いたしまして、年間に於ける地方公共団体の事業がござります。先ほど来御説明申し上げましたように、単独企業とか、公営企業とか、公共事業とかいろいろござります。これらの事業の中でいづれに重点を置くかという基本方針をきめ、詮議方針をきめるのであります。

その際におきましては、われわれの希望をいたしましては、簡易保険の金の運用が、事業の実態に合うような運用をしたい。ためには、投資事業について相当な関心を持つておるのであります。

従いましてわれわれは、地方の財政監督という意味からはタツチする必要はないけれども、投資者である建前からいまして、しかも事業にふさわしい投資をいたす必要がござりますので、そういう観点からこれらの審議方針をきめるにつぎまして、われわれはそれに関与したいと考えておるのであります。さてそれらがござりますと、この方針に基づきまして個々の地方町村から申請が来ます。その申請に對しては、やはり従来地財委の希望を尊重してあります。それでその希望を尊重いたしまして、郵政省から借りたのがどのくらい、大蔵省から借りたのがどのくらいときまると思いますが、それがすばつと入れば、従来それに基づきましては大体府県で順位をつけて参つております。その順位にわれわれとしては必ずしもこだわるわけではござりません。いづれにせよそういう郵政省に対する融資の希望額とこちら

のわくがはまらないときがござります。そういういたしますと、残つた分は向うの地財委の更正決定になつて大蔵省の方に行くことになつております。逆に大蔵省に對する要求の方が多くてわき以上に来る場合もあれば、両方とも多い場合もあると思ひます。そういうときにあたりましては締切り前に、われわれは地財委とよく相談をいたしまして締めて行きたい、かように存する次第でござります。

○石原(登)委員 ただいまの説明で了承いたしました。

そこで第三第一項の三号に示された「地方公共団体その他政令で定める公共団体に対する貸付」についてであります。御提出になつた資料によりますと、その他の地方公共団体というのは、土地改良区並びに水害予防組合を大体予想しておられるように書いてあるものであります。これは何ゆゑに土地改良区、水害予防組合だけをあげられたのであるか、この根拠をお尋ねしたい。もちろんこういうところにも必要でありますけれども、先ほど権能委員その他の委員からも言われた通りに、中小商工業者はどうするつもりなのか、あるいは中小漁民はどうしてもらへるのか、あるいは薄給者はどういうふうにしてもらへるのか、こういう直接に救済してやらなくてはならぬような多くの人たちが、この示された法律によつては救済の対象になつていないわけでありまして。どうしてこの土地改良区と水害予防組合だけをこの中に取入れられたのか、また将来申し上げたような中小商工業者とかあるいは漁民とか、薄給者とかいう人たちの救済する道を早急にお開きになつて、いづゆる政令をもつてこれらのものを追加規定されるところの御意思があるかどうか伺いたいと思ひます。

○白根(玉)政府委員 おつしやるように土地改良区、水害予防組合以外につきましては法律で規定したかどうかというお話があるだろうと存じております。その通り御質問が今あるたのであります。実はその程度を必ずしもそこに限定するといふ考え方はないものであります。例示的に申し上げたのであります。しかしその範囲をきめるにあたりまして例示を二つしたのは、例示にふさわしいという意味を御説明申し上げますと、土地改良区のごときは、御承知のように農地改良、開発、保全なり、交換分合によつて集團化することを事業といたしまして、しかもそれが地域団体でござります。団体員は強制加入であり、賦課金を徴収することのできるような程度の地域団体であります。従いまして起債能力があるわけでございます。御承知のように土地改良区債とかいふので、起債能力というものがあつて、有利で確実性もあるわけでございます。それから水害予防組合も、御承知のように堤防なり、閘門なりによる水害防禦事業を主体とする地域団体でありまして、これもまた団体員は強制加入であり、しかも費用を強制徴収することができるといふものでござりまして、確実な面としましては起債能力があるものでござります。こういうような確実であり有利であるような事業実体がそれ以外にありまして、それでどうしてもそこまで行く必要があるとすれば、政令で広げることがやぶさかでないのではありません。

○石原(登)委員 例示であつて、さらにこの起債の範囲は政令で広げるのかどうか伺いたいと思ひます。

○白根(玉)政府委員 おつしやいます。だ、こういう御意見でこれまた安心をいたしました。

そこで私は従前行つておりました貸付、たとえば実費診療所とか産院といふようなものは、当然つくらなければならぬものと思ひます。特にこの簡易保険の六十九条によりますと、郵政大臣は被保険者の健康を保持するために必要な保険施設をつくらなければならぬといふことが、ちゃんと法律でうたつてある。そして従前は、簡易保険の健康相談所といふのがあつたと思ひますが、これも戦争の途中に取上げられて、今日では厚生省の方へ行つております。従つてこれは簡易保険の被保険者の努力の結晶によつてできたものが、今日これを十分利用するところの道が開かれていない。私はこれが厚生省に行つたことについては決して反対はいたしません。が、せめて簡易保険の契約者が、こういうものをいづゆる優先利用できるくらいの道は開いてもらいたい。こういうことは当然法律できめてあつて、これは簡易保険の契約者に対する政府の義務規定である。かように考えてみますと、私が申し上げる実費診療所とか、産院とか、あるいは公営浴場とか、託児所といふようなものは、ぜひともつくつてもらわなければならぬ、かように考へております。そのほか従前行つておりました高利債の負債整理組合ですが、ああいつたもの、あるいは日雇い労働者の賃金の立てかえ支給とか、少くとも従来運用されておられたこういうような面の程度までは拡張される御意思がござりますか、その点だけをお尋ねしたいと思ひます。

○石原(登)委員 例示であつて、さらにこの起債の範囲は政令で広げるのかどうか伺いたいと思ひます。

○白根(玉)政府委員 おつしやいます。だ、こういう御意見でこれまた安心をいたしました。

そこで私は従前行つておりました貸付、たとえば実費診療所とか産院といふようなものは、当然つくらなければならぬものと思ひます。特にこの簡易保険の六十九条によりますと、郵政大臣は被保険者の健康を保持するために必要な保険施設をつくらなければならぬといふことが、ちゃんと法律でうたつてある。そして従前は、簡易保険の健康相談所といふのがあつたと思ひますが、これも戦争の途中に取上げられて、今日では厚生省の方へ行つております。従つてこれは簡易保険の被保険者の努力の結晶によつてできたものが、今日これを十分利用するところの道が開かれていない。私はこれが厚生省に行つたことについては決して反対はいたしません。が、せめて簡易保険の契約者が、こういうものをいづゆる優先利用できるくらいの道は開いてもらいたい。こういうことは当然法律できめてあつて、これは簡易保険の契約者に対する政府の義務規定である。かように考えてみますと、私が申し上げる実費診療所とか、産院とか、あるいは公営浴場とか、託児所といふようなものは、ぜひともつくつてもらわなければならぬ、かように考へております。そのほか従前行つておりました高利債の負債整理組合ですが、ああいつたもの、あるいは日雇い労働者の賃金の立てかえ支給とか、少くとも従来運用されておられたこういうような面の程度までは拡張される御意思がござりますか、その点だけをお尋ねしたいと思ひます。

○石原(登)委員 例示であつて、さらにこの起債の範囲は政令で広げるのかどうか伺いたいと思ひます。

○白根(玉)政府委員 おつしやいます。だ、こういう御意見でこれまた安心をいたしました。

そこで私は従前行つておりました貸付、たとえば実費診療所とか産院といふようなものは、当然つくらなければならぬものと思ひます。特にこの簡易保険の六十九条によりますと、郵政大臣は被保険者の健康を保持するために必要な保険施設をつくらなければならぬといふことが、ちゃんと法律でうたつてある。そして従前は、簡易保険の健康相談所といふのがあつたと思ひますが、これも戦争の途中に取上げられて、今日では厚生省の方へ行つております。従つてこれは簡易保険の被保険者の努力の結晶によつてできたものが、今日これを十分利用するところの道が開かれていない。私はこれが厚生省に行つたことについては決して反対はいたしません。が、せめて簡易保険の契約者が、こういうものをいづゆる優先利用できるくらいの道は開いてもらいたい。こういうことは当然法律できめてあつて、これは簡易保険の契約者に対する政府の義務規定である。かように考えてみますと、私が申し上げる実費診療所とか、産院とか、あるいは公営浴場とか、託児所といふようなものは、ぜひともつくつてもらわなければならぬ、かように考へております。そのほか従前行つておりました高利債の負債整理組合ですが、ああいつたもの、あるいは日雇い労働者の賃金の立てかえ支給とか、少くとも従来運用されておられたこういうような面の程度までは拡張される御意思がござりますか、その点だけをお尋ねしたいと思ひます。

○石原(登)委員 例示であつて、さらにこの起債の範囲は政令で広げるのかどうか伺いたいと思ひます。

○白根(玉)政府委員 おつしやいます。だ、こういう御意見でこれまた安心をいたしました。

そこで私は従前行つておりました貸付、たとえば実費診療所とか産院といふようなものは、当然つくらなければならぬものと思ひます。特にこの簡易保険の六十九条によりますと、郵政大臣は被保険者の健康を保持するために必要な保険施設をつくらなければならぬといふことが、ちゃんと法律でうたつてある。そして従前は、簡易保険の健康相談所といふのがあつたと思ひますが、これも戦争の途中に取上げられて、今日では厚生省の方へ行つております。従つてこれは簡易保険の被保険者の努力の結晶によつてできたものが、今日これを十分利用するところの道が開かれていない。私はこれが厚生省に行つたことについては決して反対はいたしません。が、せめて簡易保険の契約者が、こういうものをいづゆる優先利用できるくらいの道は開いてもらいたい。こういうことは当然法律できめてあつて、これは簡易保険の契約者に対する政府の義務規定である。かように考えてみますと、私が申し上げる実費診療所とか、産院とか、あるいは公営浴場とか、託児所といふようなものは、ぜひともつくつてもらわなければならぬ、かように考へております。そのほか従前行つておりました高利債の負債整理組合ですが、ああいつたもの、あるいは日雇い労働者の賃金の立てかえ支給とか、少くとも従来運用されておられたこういうような面の程度までは拡張される御意思がござりますか、その点だけをお尋ねしたいと思ひます。

たから、私はそのようなことは断じてない、強く言つたのであります。しかしながら相手は相当確信のあるような議論をしておつたわけであり、今日の郵政省の割当は、そんなに強制的であり、そんなに地方の従業員を拘束しているものであるかどうか、その点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○白根(玉)政府委員 まず一点は、このたび郵政省へ運用が復元した際において、郵政局長にどれだけの権限が与えられるか、本省の権限と郵政局長の権限との限界いかんというお話であると思ひます。この点につきましても、戦前は郵政局長の権限と本省の権限とはつきりわけておりました。その当時におきましては、起債額と金を借りることは、無関係ではないけれども、起債は起債、借入れは借入れで、起債のわくは借入れ総額よりはねて許可した場合もあるわけであり、ところが現状におきましては、起債の許可の際において、はたして貸付金がそのまゝ及ぶか及ばぬかということまで考慮いたしまして、地方自治庁で締めていくわけであり、現状におきましては地財委でやつているやり方といふたしますと、地方庁の許可というの形式でありまして、ほぼ中央で締めていくわけであり、従つて形式的な面から行けばすべて地方庁を通じて行つてゐる。また貸付側の大蔵省といふたしますと、府県なり五大市を除けば、形式上は主として財務局長にまかせるようなつてゐる。特殊のものだけ承認をすることになつております。従つて私どもといふたしましては、財務局長の形式上の権限が相当強

い現状から見ますと、地方分権といふか、そういう意味から言つても、できるだけ地方の郵政局長に権限を委譲したいと思ひますが、現在の実情に基き、こちらはどうかというところ、またそこまではつきり固まつておりません。考え方といふたしましては現在形式上ながらも地方財務局長の権限が強くつておりますので、それに対応するように郵政局長に対してもできるだけ権限はまかせたい。しかし手放しにまかせるのではなくて、中央でぐつと締める方法で形式上はまかせるといふ考え方で行つたらどうか。抽象的でございますが、そういう考え方、今後やりたいと思つております。

○石原(登)委員 私がこれを聞きますのは、実は私は起債の実情をいささか知つてゐる。今年の一月ごろ申し込んだものが、実際に金が借りられるのは九月か十月です。そうするとすでに年度の半分を過ぎていて、実際の仕事ができないという実情です。そういうことでは非常にまずいので、少くとも郵政省が運用される以上、もつとスピーディにこの処理が行かなければならぬと思ひます。これは私のちよつとした思ひつきであります。たとえば全体の資金額を郵政省できめたならば、各郵政局にこれ／＼の範囲内において融資を認めるという話でもあれば、郵政局長はその範囲によつて相当い／＼な整備ができるだらうと思ふ。同時にまた今後の資金の運用あるいは貸付のサービスその他において、将来大蔵省とも競争するだらう。そうすると私どもは絶対に郵政省がこれを運用するから借りてよしいといふ見地に立つて、相当の努力をいたしましたとき

に、当然その責任を遂行するのではなにか、こういうときに、もし郵政省でやつた方が大蔵省の運用よりもよいかつたという結果になることは、非常にわれ／＼のおそれるところであります。起債運用の中で一番困るのは、わざわざ地方からわずかの金のために東京に来て、しかも東京に一周間も十日も滞在して、なおかつつきりと事態をつかむことができないために、年内に二回も三回も、多いときは七回も八回も上京するという事例が少くないわけであり、従つて郵政局においては、ほゞ大丈夫だつたといふものは、中央に來ても大體間違いないといふように、中央と地方郵政局との間の連絡がとれますれば、この一点だけでも郵政省の一般起債認可に対する信用は相当高まると思ひますので、この質問を申し上げたわけであり、従来郵政省においては、地方と中央の権限争ひといふことは見られなかつたことであり、今後は断じてそういうことがあらうとは思ひなないのでありますが、外部に対して十分の放言ができるためには、相当この点の連絡について万遺憾なきを期していただきたい、こういう趣旨でありますから、この点は誤解のないようにお願い申し上げます。

最後にお尋ねいたしますが、大體貸し出すことはつきりわかりました。が、貸し出す金額並びに貸し出す期間その他についてどういふふうにお考えでありますか。金額は最高一件当たりどのくらいまで貸せるのか、それから期間については、もちろん疲弊しておる市町村でありますから、できるだけ長期にわたつての貸し出しを希望しておることは事実であります。そこで郵政省では、期間はどのくらい、金額は一件当たり最高どの程度を予想しておるのでございませうか。

○白根(玉)政府委員 最低の面につきましては、先ほど御説明申し上げましたように、現在では、たとえば町村は三十万円以下には貸してはいかぬといふことになつておりますが、これは別途地財委あたりと御相談申し上げまして、この制限を、三十万円以下には貸さないといふことがいかにどうか検討の上で、これをさらに引上げることをしたいと思ひます。最高の面につきましては、現在制限はないのでありますが、これは個別協議で、資金のわくと相談しながらやらなければならぬと思ふのであります。期間につきましては、五年のすえ置きあたりもあり、また、最長は二十年程度に、現在大蔵省でもやつておられますし、二十年程度のものが最長だらうと思ひます。

○石原(登)委員 終戦前にやつておつたときも、最も長いのは二十年でしやうか。

○白根(玉)政府委員 最も最長二十年でありました。

○石原(登)委員 あと根本的なことについてお尋ねしたいことがありますが、これはいづれ明日でも大臣にお尋ねすることにいたします。この機会に、私がこの前質問して、答弁だけを保留しておいた問題について、お答えいただきたいと思ひます。

○白根(玉)政府委員 御質問の御趣旨は、運用再開によりまして利ざやが有利なものになるのではないかと、有利な面も出るものであるから、この際加入者の利益のために、たとえば保険料の引下げとか、また非常に貧困な人には、保険料の免除とか、減額とかということをやつたらどうか、それに対する対策を、次の郵政委員会の際に説明していただきたい、こういうふうな御質問でございます。少くとも五分五厘に對して、地方貸付は最小限六分五厘であり、それから、一分の利益があるわけであり、しかしながら来年度四月一日から実施する建前からいたしまして、やはり資金運用部との関係等も考えまして、本年度の余裕金を来年度の積立金として引出す際においては、やはり預託期間を短期にしなければならぬ面も出ると思ひます。従ひまして短期の預託のために、利ざやは五分五厘より低くなるのであります。一面放債対象がきまりまして地方債を引受け、また、六分五厘程度になるわけであり、従ひまして放債対象がきまりまして、なるべく早く地方債を引受けて貸出しができれば、その方の利ざやの面も一分のプラスになるわけであり、ところが起債の關係は、実情から申しますと、なか／＼遅れるわけであり、一面本年度の余裕金自体は短期にしなければならぬという面を、かれこれ計算してみますと、来年度においては、必ずしも現状より利ざやがふえるわけではないのであります。但し十九年度からは、年々三億程度の増になつて参ります。そういうふうな明るい見通しにはなつておるのであります。そういう明るい見通しであるから、しからば来年度はそうならないでもやつたらどうか、こういうお話もあるうかと思ひます。それらの關係を考慮いたしまして、できるだけすみやかな機会

に、加入者の利益になるような方法で実施をいたしたい。いつ、どの程度ということは、まだここで御説明するのにもちよつと確信がないのであります。御趣旨のように、できるだけ早くそういうような方法に実施して行きたいと存じております。一面貧困者に対する関係でございますが、これは貧困者の程度その他も相当むづかしゅうございまして、これから研究してみたいと思ひますが、なか／＼ちよつとむづかしいじやないかと思つております。

○石原(登)委員 特別会計は、余剰金があつたら国庫に納付する義務はなかつたですね。全部特別会計はその中で処分していいと思いますが、その通りですか。

○白根(玉)政府委員 その通りでございます。

○石原(登)委員 三年先か四年先かには、当然利益があるわけです。もちろん利益がないなら、こういうような制度にはわれ／＼は賛成しないわけですから、今やれという意味でなしに、その利益をどうするかという一般的な方向がわからなければいけないと思う。言いかえれば、契約者の利益を擁護するためには、たとえば保険料を下げるとか、あるいはそういう人たちのために診療所をつくつてやるとか、それくらいのこととはつきりと勇敢に言明があつていいと私は考えます。さつき言つたいわゆる零細民の保険料の免除あるいは割引ですが、もちろん零細民をどういうふうに通ふかというところは、いろいろ問題があるうと思ひますけれども、困つておる人は、政府が生活扶助金を与えておるから、こういうものも対象として考えられると思ひますの

で、今すぐ即答は求めませんが、この問題についてもぜひ御研究を願ひ、簡易保険の創設された本来の趣旨に一段と合致するように、政府の特別の施策を切に希望したいと存じます。以下をもつて私の本日の質問を打ち切ります。

○尾関委員長 本案に対する質疑はこの程度にとどめ、明二十九日午前十一時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時四十九分散会